

浜田市社会教育推進計画

令和2年2月

浜田市教育委員会
生涯学習課

浜田市社会教育推進計画

【 目 次 】

はじめに	1
I 社会教育・生涯学習の振興、推進の意義	2
1 社会教育及び生涯学習とは	
2 国及び地方公共団体の任務	
3 社会教育の強み	
4 地域における社会教育の意義と果たすべき役割	
5 新たな社会教育の方向性	
II 浜田市の社会教育・生涯学習の振興、推進	6
1 浜田市の目指すまちづくりと人づくり	
2 浜田市の社会教育・生涯学習推進の目的	
3 社会教育・生涯学習推進の目標	
4 浜田市の社会教育・生涯学習推進体制の充実	
5 社会教育・生涯学習の振興、推進の施設整備	
III 推進する諸事業	10
1 ふるさと郷育	
2 はまだっ子共育	
3 学びのあるまちづくり	
「浜田市社会教育推進計画」立案の経緯	21
【参考資料】	
※教育基本法（抜粋）	23
※浜田の海洋教育（構想）	24
※「浜田の海洋教育」カリキュラム（小学校の単元構想例）	25
※はまだっ子共育で目指す 子どもたちに身に付けさせたい力	26

はじめに

浜田市は、第2次浜田市総合振興計画の基本構想（平成28年～37年度）を示し、その前期基本計画（平成28年～33年度）、及び浜田市教育振興計画（平成28年～33年度）を策定し、その計画に基づいて具体的な施策を計画的に推進している。

この教育振興計画策定に当たっては、平成27年8月、浜田市社会教育委員の会から「浜田市教育振興計画の見直しにおける社会教育のあり方」という答申が提出されている。さらに、社会教育委員の会は、28年度には家庭教育支援及び図書館に関する2つの意見書を提出し、29年度には博物館建設に向けての建議も行っている。

このように、浜田市社会教育委員の会は、浜田市の社会教育の振興・推進について、その進捗状況を把握するとともに、断続的に前向きな提言等を行ってきている。

そのような中、浜田市社会教育委員の会（任期平成30年4月～令和2年3月）において、浜田市の社会教育活動を基礎づける「浜田市社会教育推進計画」を立案することの必要性が提言された。

一方で、平成30年3月、中央教育審議会に対して「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」の諮問があるなど、地域や地方公共団体による今後の社会教育の方向性や在り方が問われるようになってきた。

これらを受けて、教育委員会生涯学習課では、現行の教育振興計画に係る社会教育関連事業を着実に推進するとともに、これからの社会教育・生涯学習の振興、推進の意義と方向性を踏まえた社会教育推進計画を立案することとし、その立案過程において適宜社会教育委員の会議に諮ることとした。

立案に当たっては、中央教育審議会答申（平成30年12月）が拠り所になっている。本計画では、目指す市民像を提案するとともに、目的と目標を掲げ、その達成に向けた推進体制や施設整備の方針案を示している。推進する諸事業については、現行の教育振興計画によるものであるが、新たな社会教育の方向性を反映させている。

この社会教育推進計画は、次期浜田市教育振興計画（令和4年度～令和7年度）を策定するに当たって、その社会教育部分を先行的に示した計画として位置付けるものとする。

I 社会教育・生涯学習の振興、推進の意義

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）より

1 社会教育及び生涯学習とは

教育基本法第3条においては、生涯学習の理念として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されている。生涯学習は、学校教育や社会教育を通じた意図的・組織的な学習はもちろん、個人の学習や様々な活動から得られる意図的ではない学習も含む幅広い概念である。

その中で、社会教育は、社会教育法において「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。」と定義されるとおり、学校教育の領域を除いたあらゆる組織的な教育活動を対象とするものであり、個人が生涯にわたって多様な学習を行い、その成果を生かす実践の機会を提供するものとして、生涯学習社会の実現に向けて中核的な役割を果たすべきものである。

生涯学習

国民一人一人が、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができること。

意図的・組織的な学習

学校教育

学校の教育課程として行われる教育活動

社会教育

学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）

家庭教育

親がその子に、家庭内で言葉や習慣など、生きていく上で必要なライフスキルを身に付ける援助をすること。

2 国及び地方公共団体の任務

教育基本法において、「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供、その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。」とされている。

また、社会教育法において、「国及び地方公共団体は、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。」とされている。

さらに、「国及び地方公共団体の任務として、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるもの。」とされている。

このように、学習機会の充実、学習環境の充実、社会教育・生涯学習推進体制の充実は自治体行政の重要な任務である。

3 社会教育の強み

社会教育は、そこでの学びを通じて個人の成長を期するとともに、他者と学び合い認め合うことで相互のつながりを形成していくものであることがその特徴といえる。特に、他者との交流を通じて、新たな気づきや学びや活動への動機付けが更に進み、より主体的な学びや活動へとつながっていくことも社会教育の強みと考えられ、戦後の社会教育はこのような強みを生かしながら、学び合い支え合う地域づくりに貢献してきた。

今後、人口減少など社会の大きな変化の中にあって、住民の主体的な参画による持続可能な社会づくり、地域づくりに向けて、社会教育はこれまで以上に役割を果たすことが期待されている。

とりわけ、地域における社会教育は、住民個人、住民相互、住民と地域社会というそれぞれの局面において特色や機能を有している。

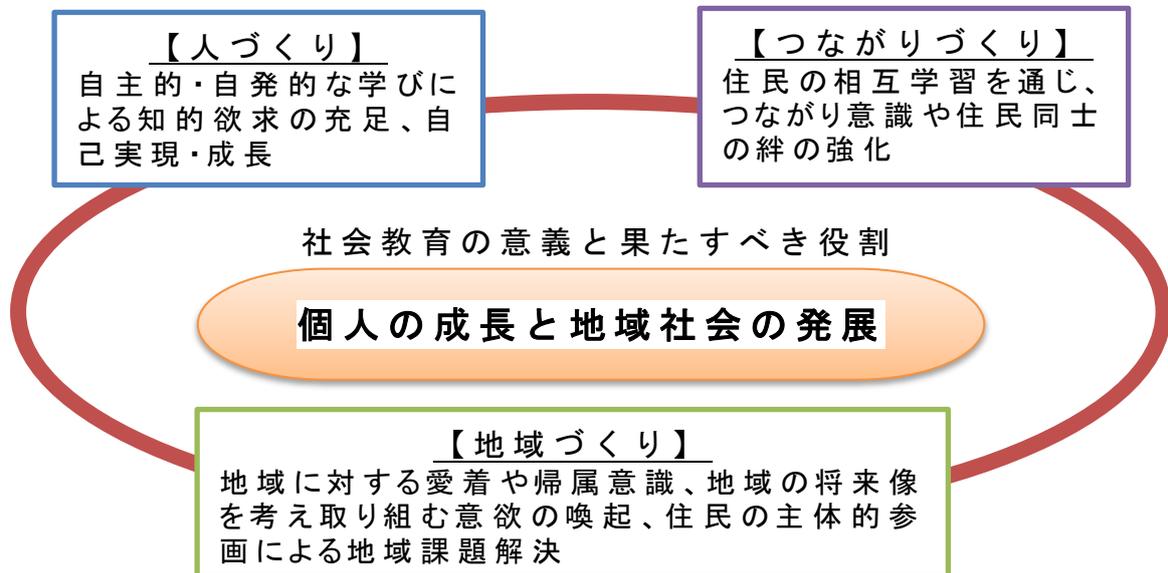
4 地域における社会教育の意義と果たすべき役割

今後、市民には、人口減少、高齢化、貧困、つながりの希薄化、社会的孤立、地方財政の悪化、SDGs※¹に向けた取組等、多様化し複雑化する課題への対応、グローバル化や化学技術・情報化の進展、大規模災害への対応等、必要な知識・技術を学習し、活用する能力を身に付けるなど、社会の変化への対応がより強く求められる。

さらに、人生 100 年時代の到来、Society5.0※²の実現が提唱される中、誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現へ向けた取組が必要となってくる。

持続可能な地域づくりを進めるためには、住民自らが担い手として地域運営に主体的に関わっていくことが重要となってくることから、社会教育は、個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割を担うこととなる。

社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりの重要性は地方行政全体を通じてますます大きくなっている。



※ 1 SDGs (エス・ディー・ジーズ) とは、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称である。SDGs は 2015 年 9 月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟 193 か国が 2016 年～2030 年の 15 年間で達成するために掲げた目標である。17 の大きな目標と、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されている。

※ 2 Society5.0 とは、サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society4.0) に続く、新たな社会を目指すもので、第 5 期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

5 新たな社会教育の方向性

社会教育を通じ、最終的に目指すべきは、個人の幸福な人生と、持続可能な活力ある社会の実現であり、その大きな鍵の一つが、「地域づくり」である。

社会教育が「人づくり」「つながりづくり」という強みを最大限に発揮しつつ、「地域づくり」に大きく貢献しながらその目的を達成することができるよう、今後は、より多くの住民の主体的な参加を得て、多様な主体の連携・協働と幅広い人材の支援により行われる社会教育、すなわち、「開かれ、つながる社会教育」へと進化を図る必要がある。

今後、地域において社会教育がその意義を踏まえた本質的な役割を果たすためには、現状を見据え、以下のような観点を中心に、社会教育の在り方を、より幅広い住民を対象に、より多くの主体との連携・協働により営まれるものへと大きく進化させる必要がある。

住民の主体的な参加のためのきっかけづくり

社会的に孤立しがちな人々も含め、より多くの住民の主体的な参加を得られるような方策を工夫し強化

ネットワーク型行政の実質化

社会教育行政担当部局で完結させず、首長、NPO、大学、企業等と幅広く連携・協働

地域の学びと活動を活性化 する人材の活躍

学びや活動と参加者をつなぎ、地域の学びと活動を活性化する多様な人材の活躍を後押し

開かれ、
つながる
社会教育

II 浜田市の社会教育・生涯学習の振興、推進

1 浜田市の目指すまちづくりと人づくり

(1) 第2次浜田市総合振興計画【基本方針】

住みたい、住んでよかった、魅力いっぱい、元気な浜田
～豊かな自然、温かい人情、人の絆を大切にするまち～

- 1 浜田らしい魅力あるまちづくり
- 2 協働による持続可能なまちづくり
- 3 近隣自治体と連携し、県西部の発展をリードするまちづくり

(2) 浜田市のまちづくり大綱

- I 活力のある産業を育て雇用をつくるまち
- II 健康でいきいきと暮らせるまち
- III 夢を持ち郷土を愛する人を育むまち
- IV 自然環境を守り活かすまち
- V 生活基盤が整った快適に暮らせるまち
- VI 安全で安心して暮らせるまち
- VII 協働による持続可能なまち

(3) 浜田市社会教育推進計画で目指す市民像

「社会教育推進計画」の立案に当たって、社会教育委員の会での意見を基に、目指す市民像を次のとおり提案する。

- ・ 夢を持ち郷土を愛する人
- ・ 地域ぐるみで子どもを育み共に高まり合う人
- ・ 生涯にわたって学び続ける人
- ・ 人の絆を大切にし、協働しようとする人
- ・ 主体的に社会参画、貢献しようとする人

2 浜田市の社会教育・生涯学習推進の目的

(1) 持続可能なまちづくり

「人づくり」や「つながりづくり」を通じた「地域づくり」により、学びと活動が循環する持続可能なまちづくりを目指す。

(2) 地域課題解決の進展

地域における学びや活動の場における住民相互のつながりの中で、個人の自立と成長があることによって、主体的な参画による地域課題解決の進展を目指す。

(3) 魅力的な地域づくり

個人の幸せだけでなく、地域活動への住民の主体的参画により、活力ある魅力的な地域づくりを目指す。

3 社会教育・生涯学習推進の目標

(1) ふるさと郷育

子どもも大人も、ふるさとへの理解と愛着を深めようとする学びや取組を通して、ふるさとに誇りと夢を持ち、郷土を愛する人を育む。

(2) はまだっ子共育

学校、家庭、地域社会が協働することによって、地域ぐるみで子どもを育み、子どもも大人も共に高まり合い、魅力あふれる地域を創生する。

(3) 学びのあるまちづくり

地域に学ぶ機会があり、学びの成果を地域活動に生かすことで、地域貢献する熱意の醸成、更なる課題解決のための新たな学びを求めるなど、学びと活動が循環する「学びのあるまちづくり」を実現する。

4 浜田市の社会教育・生涯学習推進体制の充実

(1) 社会教育・生涯学習のネットワーク型行政

社会教育・生涯学習に関する行政施策を総合的に推進することとし、ネットワーク型行政として社会教育行政を再構築する。

(2) 社会教育・生涯学習推進の拠点施設

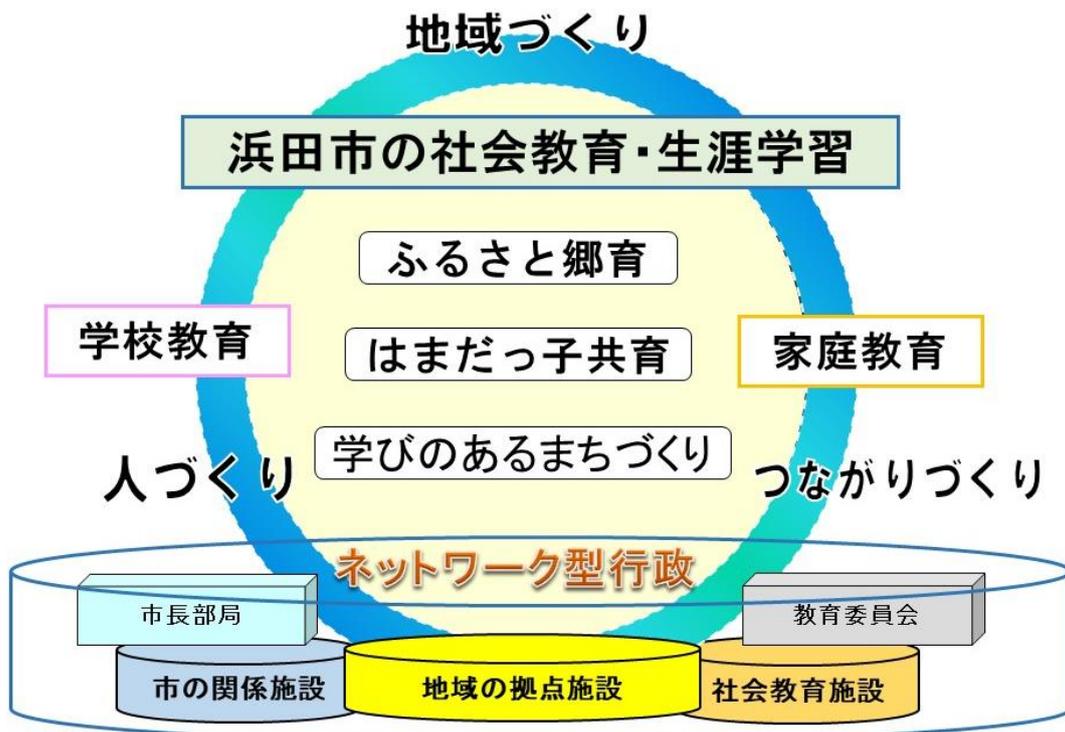
地域の拠点施設には、地域における社会教育・生涯学習推進の拠点としての機能を持たせる。

(3) 地域づくりに資する社会教育の推進

「ふるさと郷育」及び「はまだっ子共育」の理念の基、「学びのあるまちづくり」を促進し、地域づくりに資する社会教育を推進する。

(4) 多様な人材の幅広い活躍の促進

地域の課題解決等に熱意を持って取り組む多様な人材を社会教育の活動に巻き込んだり、連携したりするとともに、社会教育主事の配置を継続し、社会教育士の資格取得を推奨する。



5 社会教育・生涯学習の振興、推進の施設整備

地域の拠点施設は、これまでの公民館機能をより充実させるとともに、これからの持続可能な地域づくりの拠点として整備する必要がある。

そのためには、将来の地域を担う子どもたちを含めた全ての地域住民が、ふるさと郷育やはまだっ子共育に主体的に関わり、学びのあるまちづくりが促進される拠点施設となることが求められる。

(1) ふるさと郷育の拠点

地域の「ひと、もの、こと」がふるさと郷育の貴重な教育資源であるという観点から、学校や地域で行う学習や活動が円滑に実施されるための情報収集発信機能を維持できる施設とする。

(2) はまだっ子共育の拠点

地域学校協働活動及び家庭教育支援活動を推進するはまだっ子共育には、地域と学校のつながりが必須であるため、学校との円滑な連携が図れるコーディネート機能を維持できる施設とする。

(3) 学びのあるまちづくりの拠点

社会教育を基盤とした「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」の拠点として、住民の学びと活動の循環機能を維持できる施設とする。

(4) その他の社会教育施設の整備計画

社会教育・生涯学習の振興、推進に当たっては、地域の拠点施設はもとより、広く市民が利活用できる社会教育施設の整備拡充が必要である。

なお、図書館、美術館、博物館、文化施設、スポーツ施設、健康福祉施設などの整備は、関係する部署の諸計画によるものとする。

Ⅲ 推進する諸事業

推進する諸事業は、社会教育・生涯学習推進の目標で掲げた「ふるさと郷育」、「はまだっ子共育」、「学びのあるまちづくり」の3項目について、それぞれの目標達成に向けたものである。

事業の一覧は、次ページのとおりである。

個々の事業については、事業名、その内容と指標を下記のように記載している。各指標の評価規準については、事業ごとに別に定めることとする。

事業名	
事業の内容	
【活動指標】アウトプット	【成果指標】アウトカム
事業の具体的な活動量や活動実績を測る指標。	事業の成果を測る指標。 (事業実施による効果や効用、行動変容)

なお、現行の浜田市振興計画の「社会教育の推進」に含まれる「図書館サービスの充実」、及び「生涯スポーツの振興」と「歴史・文化の伝承と創造」に関わる諸事業については、現行事業の推進計画によるものとする。

Ⅲ 推進する諸事業

1 ふるさと 郷育	(1)学校における 「ふるさと郷育」	①ふるさと教育推進事業	
		②自然体験活動推進事業	
	(2)浜田の特色を 活かした「ふる さと郷育」	①「人物読本ふるさとの50人」の活用事業	
		②海洋教育推進事業	
	(3)地域ぐるみの 「ふるさと郷育」	①ふるさと郷育推進事業	
		②中山間地域ふるさと郷育推進事業	
2 はまだっ 子共育	(1)組織及び体制	①はまだっ子共育運営委員会	
		②地域学校協働活動推進員	
		③地域学校協働本部、地域学校協働会議	
		④家庭教育支援推進チーム	
	(2)地域学校協働 活動	①学校支援事業	
		②地域学校協働活動推進事業	
		③放課後支援事業（放課後子ども教室）	
		④地域学習支援事業（勉強の場所づくり）	
	(3)家庭教育支援 活動	①HOOP!浜田親子共育応援プログラム活用事業	
		②家庭教育支援チーム活用推進事業	
		③地域ぐるみの家庭教育支援活動推進事業	
	(4)高校・県立学 校・大学等との 連携協働	①教育の魅力化推進事業	
		②県立大学地域連携推進事業	
	3 学びのあ るまちづ くり	(1)社会教育によ る人づくり	①拠点施設の社会教育研修
			②地域づくり社会教育研修
			③地域課題解決に向き合う人づくり事業
(2)地域住民の主 体的参画、地域 のつながりづく り		①地域学習交流活動推進事業	
		②地域貢献活動支援事業	
		③防災・防犯地域学習支援事業	
		④青少年の健全育成事業	
(3)住民の主体的 な学び		①人権・同和問題学習活動	
		②福祉、社会的包摂等、学習機会の提供	

Ⅲ 推進する諸事業

1 ふるさと郷育

ふるさとに誇りと夢を持ち、郷土を愛する人を育む。

(1) 学校における「ふるさと郷育」

① ふるさと教育推進事業

ふるさとの「人、もの、こと」の良さを学ぶ学習や活動を支援する。

全ての小学校、中学校で、各学年、年間 35 時間以上実施する。

学校で行う「ふるさと郷育」に関わる地域住民の実数が、年々増加する。

② 自然体験活動推進事業

ふるさとの海・山・川・大地で行う、自然体験活動を支援する。

全ての小学校、幼稚園で実施する。

自然体験活動を支援する地域住民の実数が、年々増加する。

(2) 浜田の特色を活かした「ふるさと郷育」

① 「人物読本 ふるさとの 50 人」の活用事業

既刊の浜田市の人物読本を学校や地域のふるさと郷育に活用する。

小学校 4 年生全員に配布し、全ての小学校で人物読本を活用した学習を行う。

各地域で、人物読本に登場する人物に関する地域学習が実施される。

② 海洋教育推進事業

浜田の海洋教育^{※3}を学校や地域で推進する。

全ての小学校で「浜田の海洋教育」カリキュラム^{※4}を実施する。

海・山・川を活かし、守る活動に発展した取組が各地域で行われる。

※3 海洋教育は、「海に親しむ」ことから始まり、「海を知る」ことで海への関心を高め、さらに海と人との共生のために「海を活かす」こと、「海を守る」ことの大切さを学ぶ。

※4 浜田の海洋教育（構想）及び「浜田の海洋教育」カリキュラム（小学校の単元構想例）について、参考資料として添付している。

(3) 地域ぐるみの「ふるさと郷育」

① ふるさと郷育推進事業

地域の拠点施設が、単独又は中学校区単位の連携で、小学校や中学校が行うふるさと教育を支援するとともに、地域の自然や人材を活用し、小学生や中学生を対象としたふるさと学習や自然体験活動、宿泊体験活動（通学合宿を含む）等の事業を実施する。

さらに、地域の大人を対象とした地域学習を行い、学習成果を地域に還元したり、地域学校協働活動^{※5}に活かしたりする。

(1)地域の拠点施設全てにおいて、小中学生を対象としたふるさと学習を年1回以上実施する。	(1)地域ぐるみで、地域の良さを小中学生に伝えようとする機運が高まる。参加者数が増加する。
(2)地域の拠点施設全てにおいて、地域の大人を対象とした地域学習を年1回以上実施する。	(2)地域学習の成果を発表する機会を持ったり、地域学校協働活動に関わろうとしたりする人が増加する。

※5 地域学校協働活動

幅広い地域住民や企業・団体等の参画を得て、地域ぐるみで未来を担う子どもたちの成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動を推進する。

② 中山間地域ふるさと郷育推進事業

中山間地域の拠点施設が、地域課題の発見や解決に向けた活動を推進する地域人材の育成を図り、ふるさとへの愛着を高め、地域ぐるみで子どもを育もうとする活動等を推進する。

中山間地域において、地域課題の発見や解決に向けた人材育成に関わる学びと地域ぐるみの活動を年1回以上実施する。	子どもから大人、高齢者が地域ぐるみで参加する活動により、地域が元気になったと実感される。
--	--

2 はまだっ子共育

地域ぐるみで子どもを育み、子どもも大人も共に高まり合う。

(1) 組織及び体制

① はまだっ子共育運営委員会

教育委員会に事務局を置き、地域学校協働活動及び家庭教育支援活動を推進する。浜田の子どもたちに身に付けさせたい力について、共通認識案を提示する。

毎年度、運営委員会を2回以上開催し、研修会を1回以上実施する。

「はまだっ子共育」の関係機関・団体が連携・協働する体制を確立する。

② 地域学校協働活動推進員

地域学校協働活動について、総合的調整役を担う者として、教育委員会が委嘱する。

毎年度、全ての中学校区において、1名以上の地域学校協働活動推進員を委嘱する。

地域学校協働活動推進員の活動記録を地域・学校・市教委が共有し、その成果を適正に評価する。

③ 地域学校協働本部、地域学校協働会議

中学校区毎に、地域の実状に応じて、地域学校協働本部を整備し、その推進母体として、地域学校協働会議を設置する。

全ての中学校区において、地域学校協働本部を設置する。毎年度、1回以上、地域学校協働会議を開催する。

地域学校協働本部及び地域学校協働会議の取組に、P D C Aサイクルを取り入れ、年々、質的向上が見られる。

④ 家庭教育支援推進チーム

市全体の家庭教育支援活動の効果的な推進、家庭教育支援チームの組織化を推進するために、家庭教育支援推進チームを設置する。

毎年度、市全体の家庭教育支援活動を推進するチームを構成し、推進会議を定期的に開催する。

推進チームにより、各中学校区に一つ以上の家庭教育支援チームの組織化が進む。

(2) 地域学校協働活動

① 学校支援事業

地域住民の学習成果を活かすなど、地域人材による、学校の求める教育活動の支援を推進する。

毎年度、全ての小学校、中学校で、地域住民による学校支援活動が実施される。

学校の教育活動をボランティアで支援する地域住民が増加する。

② 地域学校協働活動推進事業

地域住民の学びと、学校教育として行われる学びが協働的につながる活動を推進する。

全ての小学校、中学校で、地域学校協働プログラム※⁶が作られる。

地域学校協働活動の充実により、学校を核とした地域づくりに向かう体制が整備される。

※ 6 地域学校協働プログラム

地域と学校が協働的につながる学習活動について、より焦点化した取組を深化、発展させ、特色あるプログラムとしてまとめる。当該校の年次計画に生かしたり、他校のモデルにしたりする。

③ 放課後支援事業（放課後子ども教室）

放課後や休日において、全ての子どもたちの安全安心な居場所を確保し、学習や様々な体験や交流活動の機会を定期的継続的に提供する。

全小学校区に、放課後子ども教室が開設され、全ての小学生が、放課後支援の恩恵を受けることができる。

放課後子ども教室を支援する地域住民が増加し、地域ぐるみの子育て支援の輪が広がる。

④ 地域学習支援事業（勉強の場所づくり）

地域の拠点施設や社会教育施設において、小・中・高校生を対象とした「勉強の場所」を設置し、地域で学習を支援する。

全ての地域の拠点施設において、「勉強の場所」を整備し、中・高校生が、学校以外で勉強する時間が増加する。

勉強の場所づくりが児童生徒の学力向上に資するとともに、地域学習支援の機運が高まる。

(3) 家庭教育支援活動

① H O O P ! 浜田親子共育応援プログラム※⁷活用事業

保護者(PTA)を対象とした家庭教育に関する講座の実施、家読やメディアコントロール※⁸の推奨など、学習機会の効果的な提供を行うとともに、親同士の交流を図る。

(1)メディア接触など、未整備のプログラムを完成させる。 (2)プログラムの進行役であるファシリテーターを養成するとともに、家庭教育支援活動の推進者の研修を行う。 (3)全ての幼児教育施設、小学校、中学校で、H O O P ! を年に1回以上活用する。	(1)プログラムについて、市民の認知度がアップする。 (2)家庭教育支援活動の推進者数が増加する。 (3)家庭教育に関する学習活動に参加する保護者(親)の人数が増加する。
--	---

※⁷ H O O P ! 浜田親子共育応援プログラム

島根県教育委員会が構築した親学プログラムに、浜田市教育委員会が考案した乳幼児期のプログラムを合わせたものを「H00P! 浜田親子共育応援プログラム」と称し、浜田市教育委員会の指導のもと実施する。

※⁸ 家読(うちどく)とメディアコントロール

家読は、家庭読書を推進する取組である。メディアコントロールは、家読とともにメディアとの適切な関わり方について考えて行こうという取組である。

② 家庭教育支援チーム活用推進事業

地域ぐるみの家庭教育支援活動をコーディネートするとともに、様々な家庭の状況に応じて、チームによる情報提供や相談対応を実施する。

中学校区単位に、家庭教育支援チームを結成する。	チームによる情報提供や相談活動の機会が増加し、地域における家庭教育支援活動数が増加する。
-------------------------	--

③ 地域ぐるみの家庭教育支援活動推進事業

親子や三世代での参加型行事やボランティア活動、体験活動等のプログラムを展開するとともに、親世代の参画を促す。

全ての地域の拠点施設で、親子・三世代交流活動を実施する。	地域ぐるみの家庭教育支援活動に主体的に参画しようとする親世代が増加する。
------------------------------	--------------------------------------

(4) 高校・県立学校・大学等との連携協働

① 教育の魅力化推進事業 ※⁹

地域とともにある高校の魅力化を推進する。

県立の特別支援学校と連携・協働を推進する。

(1) 市内 3 高校で、高校魅力化コンソーシアム※¹⁰ が構築され、魅力化事業が円滑に推進される。

(2) 市内の県立特別支援学校 2 校と国府公民館の連携事業を継続的に実施する。

(1) 市内 3 高校の生徒数が確保され、魅力ある高校づくりが浜田地域のまちづくりに資する。

(2) 特別支援学校が立地する地域において、特別支援教育への理解が進み、地域と当該校との関係性が向上する。

※⁹ 教育の魅力化

島根県が目指す「教育の魅力化」とは、島根の子どもたち一人一人に、自らの人生と地域や社会の未来を切り拓くために必要となる「生きる力」を育むため、学校と地域社会がその目標を共有し、協働を図りながら、島根の教育をよりよいものに高めていくことである。

※¹⁰ 高校魅力化コンソーシアム

教職員・生徒・保護者・市町村・小中学校・大学・社会教育機関・地元企業・地域住民・関係団体等の多様な主体が参画し、魅力ある高校づくりに取り組む協働体制を構築する。

② 県立大学地域連携推進事業

県立大学地域連携推進センター※¹¹ との連携、協働を推進する。

県立大学の学生が、地域活動に気軽に参加したり、学校や地域のニーズに大学が容易に協力や支援したりできる体制を強化する。

県立大学と地域とが連携協働で行う事業が各地で実施され、大学のあるまちづくりが進む。

※¹¹ 県立大学地域連携推進センター

大学が地域社会との連携を深め、地域活性化に貢献していくために設けられた、地域と大学をつなぐ総合窓口。

「はまだっ子共育」は、浜田の子どもたちに身に付けさせたい力について、地域、学校、家庭（保護者）が共有しながら取り組む。



浜田の子どもたちに身に付けさせたい力については、はまだっ子共育運営委員会で共通認識案を提示する。 ※参考資料

3 学びのあるまちづくり

学びと活動が循環する学びのあるまちづくりを実現する。

(1) 社会教育による人づくり

① 拠点施設の社会教育研修

地域の拠点施設の施設長及び従事者の社会教育研修を充実させる。

地域の拠点施設の施設長及び従事者対象の社会教育研修を年2回以上実施する。

地域の拠点施設の施設長及び従事者が、社会教育の観点から、学びのあるまちづくりをリードしようとする。

② 地域づくり社会教育研修

地域づくりを担う地域活動のリーダー等を対象とする社会教育研修を実施する。

地域づくりを担う地域活動のリーダー等を対象とする社会教育研修を年2回以上実施する。

各地域において、地域活動を主体的に推進しようとするリーダーや協力者が増加する。

③ 地域課題解決に向き合う人づくり事業

地域の拠点施設において、地域の実態と課題を住民自身が把握・共有し、当事者意識を高めて課題に向き合う活動や人づくり事業に取り組む。

全ての地域の拠点施設が、地域課題に向き合う活動や人づくりに関する事業を計画し、実施する。

地域の課題解決等に熱意を持って取り組む多様な人材が、社会教育を基盤とした地域づくりを推進する。

(2) 地域住民の主体的参画、地域のつながりづくり

① 地域学習交流活動推進事業

地域で、住民交流や世代間交流などつながりづくりを目指した地域学習交流を推進する。

全ての地域の拠点施設が、学習を伴う住民交流や世代間交流などの地域活動を年2回以上実施する。

地域の拠点施設における地域学習交流活動が、持続可能な地域づくりにつながる。

② 地域貢献活動支援事業

住民の社会参画、地域貢献団体・ボランティアグループの組織化を促進、支援する。

地域の拠点施設において、地域貢献団体、ボランティアグループの組織化が進む。

社会参画や地域貢献をしようとする元気な地域住民が増加する。

③ 防災・防犯地域学習支援事業

地域における防災や防犯に向けた学習活動を支援する。

地域の拠点施設において、地域における防災や防犯に向けた学習活動を年1回以上実施する。

自主防災組織が実働的に動いたり、地域防犯活動が展開されたりする安心安全のまちづくりが進む。

④ 青少年の健全育成事業

地域ぐるみで青少年の健全育成を目指す。

各地域の実態に応じて、青少年の健全育成事業を実施する。

学びと活動が循環するような事業の見直しが図られ、地域ぐるみの青少年健全育成が進む。

(3) 住民の主体的な学び

① 人権・同和問題学習活動

市民一人ひとりが人権尊重に向けて行動できる社会の実現に、社会教育の拠点である公民館を活用した人権・同和問題学習を、地域や関係機関と連携して推進する。

地域の拠点施設において、年1回以上の人権・同和問題学習の取組を実施する。

人権・同和問題学習の裾野を広げることで、お互いが人権を尊重し合う心豊かなまちづくりが進む。

② 福祉、社会的包摂等、学習機会の提供

高齢者福祉、障がい者福祉、社会的包摂^{※12}等、地域社会の身近な課題解決に向けた学習の機会を提供する。

地域の拠点施設において、地域社会の身近な課題解決に向けた地域学習を年1回以上実施する。

地域学習への参加者数が増加し、「生涯にわたって学び続ける人」を目指す機運が上昇する。

※12 社会的包摂

社会的包摂とは、社会的に弱い立場にある人々をも含め市民一人一人、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会の一員として取り込み、支え合う考え方のこと。社会的排除の反対の概念である。

今後の社会教育においては、年齢・性別・障がいの有無・国籍・所得等に関わりなく、全ての住民が分け隔てなくその活動に参画し、地域社会の構成員として社会参加できるよう、社会的包摂の観点に一層留意する必要がある。

「浜田市社会教育推進計画」立案の経緯

【平成 30 年度】

5月9日	第1回社会教育委員の会
社会教育委員の会の意見として、「浜田市社会教育推進計画」立案の必要性について提言する。	
7月18日	第2回社会教育委員の会
教育委員会生涯学習課では、これからの社会教育・生涯学習の振興、推進の意義と方向性を踏まえた社会教育推進計画を立案することとし、その立案過程において適宜社会教育委員の会議に諮ることとした。	
9月25日	第3回社会教育委員の会
社会教育計画立案に向けて、近隣市町の社会教育計画を参考にしたり、浜田市社会教育アドバイザーからの指導助言を得たりしながら、意見交換を行う。	
10月29日	第4回社会教育委員の会
浜田市社会教育推進計画の枠組み、骨子（案）について、意見交換、検討協議をする。	
11月21日	第5回社会教育委員の会
中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申（案）」の内容について研修するとともに、浜田市社会教育推進計画（案）について意見交換、検討協議をする。	
1月15日	第6回社会教育委員の会
社会教育委員の会として、公民館のコミュニティセンター化の方向性に係る緊急提言を行うこととした。 中央教育審議会の答申（平成30年12月）「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」を受けて修正した浜田市社会教育推進計画（案）について意見交換を行う。	
2月14日	第7回社会教育委員の会
公民館のコミュニティセンター化の方向性に係る緊急提言の最終案を協議、決定する。 浜田市社会教育推進計画 30年度末中間報告（案）について意見交換を行う。	
3月20日	第8回社会教育委員の会
社会教育委員の会が、「公民館のコミュニティセンター化に対する緊急提言」（提言）を行う。	

【令和元年度】

5月9日	第1回社会教育委員の会
浜田市社会教育推進計画の立案に向けて、意見交換を行う。	
6月18日	第2回社会教育委員の会
浜田市社会教育推進計画（案）について、意見交換を行う。 社会教育に関するアンケート調査は実施しないこととする。	
7月16日	第3回社会教育委員の会
社会教育委員の会の意見を踏まえて、推進の柱を見直した浜田市社会教育推進計画（案）について、意見交換、検討協議をする。	
9月24日	第4回社会教育委員の会
浜田市社会教育推進計画（最終案）を提示し、意見交換を行う。 成果指標の内容などの修正意見を反映することとする。	
11月19日	第5回社会教育委員の会
浜田市社会教育推進計画の立案についての検討を終了する。 以後、教育委員会に委ねることとする。	

浜田市社会教育委員名簿（平成30年4月1日～令和2年3月31日）

1	佐堂 潔	平成30年4月～平成31年3月	校長会選出
	加藤 道夫	平成31年4月～令和2年3月	
2	佐々木 慎司	平成30年4月～平成31年3月	浜田市PTA連合会選出
	分石 由紀江	令和元年5月～令和2年3月	
3	瀧口 嘉輝		浜田市公民館連絡協議会選出
4	桑原 徹		みすみスポーツクラブ 会長
5	山崎 晃	平成30年4月～平成31年3月	浜田市文化協会 会長
	田中 耕太郎	令和元年5月～令和2年3月	
6	鶴原 理子		HOOP!ファシリテーター
7	鎌田 由美		しまね子どもの読書等推進の会浜田支部代表
8	山崎 壽松		全日本同和会島根県連合会浜田支部長
9	栗栖 真理		はまだっ子共育統括コーディネーター
10	野田美和子		公民館運営推進員・学校評議員
11	拝上 理恵		主任児童委員
12	日下田周之		杵束公民館長
13	富金原 完		教育行政経験者

参考資料

教育基本法（抜粋）

（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（社会教育）

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

浜田の海洋教育（構想）

～浜田の海（山・川）に親しむ、知る、活かす、守る、共に生きる～

浜田市教育委員会

海洋教育は、「海に親しむ」ことから始まり、「海を知る」ことで海への関心を高め、さらに海と人との共生のために「海を活かす」こと、「海を守る」ことの大切さを学ぶ学習です。

浜田の海洋教育は、浜田の魅力である海をテーマとした学びを深めるとともに、海に注ぐ水の流れにも着目することによって、浜田市全域でふるさとの海、森林、そして河川に関わる様々な学習を行い、ふるさとに対する愛着を深め、ふるさとを誇りに思い、持続可能なふるさとのために何ができるかを考え行動する子どもたちを育てます。

海（山・川）に親しみ、豊かな感受性や興味関心等を培い、それに進んで関わろうとする。

海に親しむ

海（山・川）の自然や資源、それを取りまく人や社会との深い関わりやその歴史について関心をもち、進んで調べようとする。

海を知る

海を活かす 海と共に生きる 海を守る

海（山・川）の資源活用、世界とつながる船舶輸送について理解し、それらを持続的に活かすことの大切さを理解しようとする。

海（山・川）の環境について調べる活動やその保全活動などの体験を通して、環境保全に主体的に関わろうとする。

次代を担う子どもたちが、ふるさとの海（山・川）と共に生きる意識とその資質・能力を身に付けることができるように、学校は、浜田の海（山・川）に関連した関係機関、団体等と連携協働しながら浜田の海洋教育の推進を図ります。地域においては、ふるさと郷育及びはまだっ子共育で推進します。

「浜田の海洋教育」カリキュラム(小学校の単元構想例)

浜田市教育委員会

【目的】

浜田の海洋教育は、浜田の魅力である海をテーマとした学びを深めるとともに、海に注ぐ水の流れにも着目することによって、浜田市全域でふるさとの海、森林、そして河川に関する様々な学習を行い、ふるさとに対する愛着を深め、ふるさとを誇りに思い、ふるさとのために何ができるかを考え、行動する子どもたちを育てます。

【内容例】 学年別 単元名 (教科等とのつながり)、 関係機関・団体等、ふるさと郷育、はまだっ子共育との関連

目標	海(山・川)に親しむ	海(山・川)を知る	海(山・川)を活かす	海(山・川)を守る
1・2年	海辺を歩いてみよう(生) ◎海辺の生き物を見付けよう ・海辺探検(アクアスの支援)	海の生き物(国) ◎海の生き物の名前を調べよう ・アクアスに行く	ふるさとの海の良さ(生) ◎海の行事や活動に参加しよう ・海の日、海のおまつり(郷育)	きれいな海を守ろう(生) ◎海辺のゴミを拾おう ・地域との協働活動(共育)
	森を歩いてみよう(生) ◎森の良さを感じよう ・森の中に何かがあるかな	森の生き物(国) ◎森の生き物の名前を調べよう ・図書館活用の調べる学習	ふるさとの山の良さ(生) ◎山の行事や活動に参加しよう ・山菜採り、ウオーク(郷育)	山の自然を守ろう(生) ◎植林活動に参加しよう ・地域との協働活動(共育)
	川辺で遊ぼう(生) ◎川辺を探検しよう ・水の流れ、水の中の様子	川の生き物(生) ◎川の生き物の名前を調べよう ・ザリガニ釣り、水中の生き物	ふるさとの川の良さ(生) ◎川の行事や活動に参加しよう ・川遊び、川下り(郷育)	きれいな川を守ろう(生) ◎川にゴミを捨てない ・地域との協働活動(共育)
	浜辺で遊ぼう(生) ◎浜辺の良さを感じよう ・砂の芸術・砂浜運動会	海の乗り物(国) ◎船について調べよう ・図書館活用の調べる学習	浜田のおいしい魚(生) ◎びーびー?どんちっち? ・魚屋さん、かまぼこ屋さん	海を守る気持ちを表そう(図) ◎海の絵を描こう ・アクアスの海
	海辺の探検に行こう(総) ◎海の生き物を育てよう ・海の生き物採取、釣り ◎海に関する施設を見学しよう ・海洋館アクアス訪問	海の生き物(総・国) ◎海の生き物について調べよう ・海の魚(アクアス) ・サケの放流(下府川を楽しむ会) ・海藻(浜田の海で生活する会)	各地とつながる浜田の海(総) ◎浜田の港がどことつながっているか? ・出前授業(浜田港湾振興センター)	海の環境保全に取り組みよう(総) ◎海の漂流物・ゴミはどこから来たのか調べよう(海岸清掃) ・海洋環境教室(浜田海上保安部)
3・4年	山の自然にふれよう(総) ◎山探検をしよう ・安全な山歩き	山や森の生き物(国) ◎森の生き物の名前を調べよう ・図書館活用の調べる学習	ふるさとの山の良さ(総) ◎山の行事や活動に参加しよう ・山菜採り、ウオーク(郷育)	山の自然を守ろう(総) ◎植林活動に参加しよう ・地域との協働活動(共育)
	水の流れを感じよう(総) ◎沢登り探検をしよう ◎川遊び	川の生き物(総・国) ◎川の生き物の名前を調べよう ・出前授業(アクアス)	ふるさとの川の良さ(総) ◎川の行事や活動に参加しよう ・川遊び、川下り(郷育)	きれいな川を守ろう(総) ◎川の環境保全を考えよう (浜田市環境課)
	海洋活動を体験しよう(総) ◎船に乗ろう ・水産高校練習船、クルーズ船 ◎ロープの結び方 ・ロープワーク(海洋少年団)	海の仕事を体験しよう(総) ◎海にかかわる仕事 ・水産加工体験(水産高校) ・藻塩作り (浜田の海で生活する会)	ふるさとの海の良さ(生) ◎海の行事や活動に参加しよう ・海の日、海のお祭り(郷育) ◎命を守る海の安全 (ライフセービングクラブ)	海を守る気持ちを表そう ◎海の絵を描こう(図) ・未来に残そう青い海(応募) ◎浜田の海をきれいにしよう(総) ・海岸清掃活動
	海の楽しさを体験しよう(体) ◎マリンスポーツを楽しもう ・カヌー(三隅B&G) ・SUP(海で生活する会) ・カッター(水産高校) ◎海を楽しもう ・魚釣り教室、藻塩作り	海の自然、環境(理) ◎海の生き物について調べよう ・魚の生き物と環境(アクアス) ・魚の誕生、生態(浜田近海) (島根県水産技術センター) ◎大地のつくりを学ぼう ・曇ヶ浦見学(地域講師)	水産資源の有効活用(社)(総) ◎浜田の水産業を学ぼう ・浜田の漁業(JFしまね) ・ヒラメの養殖、放流 (島根県水産振興協会) ・浜田の水産加工業 (浜田水産加工業協同組合)	海の環境保全に取り組みよう(総) ◎日本の水産業と海洋環境 ・図書館活用の調べる学習 ・海藻と環境との関係 (島根県水産技術センター) ◎漂流ゴミ問題解決に向けて ・プラスチックごみ、海岸清掃
5・6年	山・川での体験活動(体)(総) ◎自然体験活動を楽しもう ・沢登り体験 ・スキー、そり、スケート体験 ・雪合戦	海で働く人々の生活(社) ◎海の仕事について調べよう ・漁船、魚市場、海産物 ・干物、缶詰、海料理 ・輸送船、港、海上保安部	ふるさとの食文化(食育) ・浜田の特色ある魚料理 (食育推進団体) ・川の生き物 ・山の食材	山・川の豊かな水の流れ(総) ◎豊かな森林を守ろう ・地域との協働活動(共育) ◎きれいな河川を守ろう ・地域との協働活動(共育)
	海洋活動を体験しよう(総) ◎海洋少年団の活動 ・ロープワーク、手旗信号 (浜田海洋少年団) ◎命を守る海の安全 ・救急法、ライフセービング (ライフセービングクラブ)	「みなと浜田」の歴史と文化(社) ◎「みなと浜田」の歴史と文化を調べよう[ふるさとの50人] ・北前船の歴史と恩恵 (日本遺産) ・「みなと浜田」を調べる (浜田港湾振興センター)	世界とつながる浜田(社) ◎浜田の海運業を学ぼう ・浜田港の整備計画、推移 ・浜田の商港 (浜田港湾振興センター) ・浜田の貿易 (神戸税関浜田支署)	海を守る気持ちを表そう ◎海の絵を描こう(図) ・校内スケッチ会 ◎海の風を感じよう(体) ・海浜マラソン、ウオーク ◎海への感謝をこめて(音) ・海之歌

※(生):生活科 (国):国語 (社):社会 (理):理科 (音):音楽 (図):図画工作 (体):体育 (総):総合的な学習の時間
(食育):食に関する教育 (共育):はまだっ子共育・地域学校協働活動 (郷育):ふるさと郷育

はまだっ子共育で目指す

浜田の子どもたちに身に付けさせたい力

(共育運営委員会が、令和元年9月に示した共通認識案)



ふるさとを愛し、自分を高め、
周りつつながり、自分に自信を持つ。

ふるさとを愛し	郷土愛	・ふるさとの良さを味わい、豊かな感性を身に付ける。	ふるさと愛 地域貢献
		・ふるさとを愛し、誇りに思う。	
		・地域の良さを知り、他者に伝える。	
		・地域にとけこみ、大人と活動を共にする。	
		・地域に貢献できることを考え、行動しようとする。	
自分を高め	向上心	・自分で考える。自分で決める。	思考力 判断力
		・他者の話をよく聞き、自分の考えと比べる。	表現力 発信力・行動力
		・自分の考えを積極的に伝える。	集中力・持続力 適応力
		・集中する。粘り強く続ける。しなやかに対応する。	主体性 探求心・情熱
		・主体的に課題を見つける。前向きに目標を設定する。	
周りつつながり	連帯感	・他者を共感的に深く思う。	共感性 思いやり
		・他者と協力し、良好な人間関係を築く。	協調性・コミュニケーション力
		・周りの人に、自分から声掛けやあいさつをする。	地域力 あいさつ
		・お互いを尊重する。感謝の気持ちを伝える。	人権尊重 感謝・敬意
		・命を大切にする。人や動植物に優しくする。	大切な命 豊かな愛情
自分に自信を持つ	自尊心	・自分の良さを受け止め、自分を大切にする。	自尊感情
		・自分のことを認め肯定する。	自己肯定感
		・自分が周りの人に役立っていると感じる。	自己有用感
		・自分を客観的に見る。	自己理解 メタ認知
		・自らの考えで行動し、自分をコントロールする。	自主性 自己抑制